

# 上野事務所ニュース

28年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 社会保険資格 時の本人確認 事務について

平成28年9月1日届出分より、資格取得届に基礎年金番号を記入している場合でも、日本年金機構で氏名と住所等を住民票の内容に照会をかけて本人確認を行うこととなりました。

これにより、資格取得届に記載の氏名、住所等と住民票の内容が一致しない場合は、事業主に書類が返戻され、健康保険証の交付までに時間がかかります。

### 【今後の手続について】

- ①資格取得手続時に住所が住民票上の住所と一致しているかどうかの確認を、できれば住民票を提出してもらってご確認ください。それができない場合は住民票と合っているかどうかを本人にご確認ください。
- ②住民票上の住所が実家である等の理由で現在の住所が住民票上の住所と異なる場合は、資格取得届には現在の住所を記載し、備考欄等に住民票上の住所を記載します。
- ③資格取得届の住所の記載は、例えば住民票上では〇〇区1-1〇〇マンション301号室となっている住所を〇〇区1-1-301と省略しても問題ありません。但し、〇〇区1-1-30とすると住所が違うものとして返戻の対象となります。

## 算定基礎届 の結果につ いて

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。標準報酬月額決定通

知書は、年金事務センターから直接事業所へ郵送されます。発送時期は、8月下旬から順次郵送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。

4、5、6月の給与データが記載されていますので、開封の際は、代表者又は担当の方が行うよう十分ご注意ください。

算定基礎届の提出と同時に、調査も行われました。社会保険の調査は、各事業所とも3、4年に1度の割合で該当すると言われています。今回調査に該当しなかった事業所は、来年以降該当する可能性がありますので、以下の調査項目に該当する場合は早目に対応が必要でしょう。

### 【調査項目】

- 1.加入すべき方が加入しているか
  - ①1週30時間以上かつ1月16日以上  
の従業員は加入となります。
  - ②月130時間以上で加入（シフト制で1日の勤務時間に変動がある場合）
    - ◆加入しない場合は、①②の要件を満たさないで働く約束をして下さい。
- 2.給与の変動等が正しく届けられているか

加入要件を満たしているパートタイマー等「未加入者」の手続漏れの確認では、上記1の要件に該当する場合に被保険者とするように指摘を受け遑って加入を求められるケースもあります。

年金受給者である「未加入者」が遑って社会保険に加入した場合、給与によっては、受給している年金額が遑って調整されるなど影響が大きくなる場合があります。社会保険の加入要件を満たしてい

る「未加入者」の手続漏れがないかどうかご確認をお願いします。

### 基本手当（失業手当）日額等の変更

平成28年8月より失業手当日額※の上限額、高年齢雇用継続給付の支給限度額が引き下げられました。詳しい内容は次の通りです。

※失業手当日額は、賃金日額(☆)に給付率(日額により45~80%)をかけたものです。

(☆)賃金日額：退職前6ヶ月における1日当たりの平均賃金額

【失業手当日額の上限額】

年齢	改正前	改正後
60歳以上 65歳未満	6,714円	<b>6,687円</b>
45歳以上 60歳未満	7,810円	<b>7,775円</b>
30歳以上 45歳未満	7,105円	<b>7,075円</b>
30歳未満	6,395円	<b>6,370円</b>

【失業手当日額の下限額】

・年齢に関係なく、1,840円⇒**1,832円**

【高年齢雇用継続給付の支給限度額の引き下げ】

改正前	改正後
341,015円	<b>339,560円</b>

【育児休業給付の支給限度額の引き下げ】

改正前	改正後
(支給率67%) 285,621円	<b>284,415円</b>
(支給率50%) 213,150円	<b>212,250円</b>

◆給与が支給限度額以上である場合は支給されません。

Q&Aなぜなにどうして？

Q；定期健康診断後、“所見あり”と診断された労働者について、産業医に意見を聴いた方がよいのでしょうか？

A；定期健康診断後、会社はその結果に基づく「健康診断個人票」の作成と5年間の保存義務があります。「生活習慣病予防健診」で健康診断を受けた場合、健康診断個人票は個人宛てに親展で届きますので、健診を受けた方からコピーをもらい会社で保管してください。

また、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署へ提出します。提出する定期健康診断結果報告書には、産業医の署名・捺印が必要です。産業医は健康診断個人票の内容をみて定期健康診断結果報告書へ署名・捺印します。

【是正勧告】

監督署の是正勧告の際、健康診断で異常の所見があったにもかかわらず、その後医師に意見を聴いていない事業所については「健康診断の結果で、異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていないこと。安衛法第66条の4(安衛則第51条の2)」というように是正を勧告されます。

【異常の所見がある場合】

異常の所見があると診断された労働者については、3ヶ月以内に医師から意見を聴くことが義務づけられています。具体的には、健康診断実施後、“所見なし(A判定)”以外の労働者について医師に意見を聴き、健康診断個人票の医師の意見欄へ就業についての意見の記入および署名・捺印をもらい事業所で保管をします。

【意見を聴く医師について】

意見を聴く医師とは、健康診断を受けた医療機関の医師、産業医にかかわらず、医師であればよいこととされていますが、産業医を選任している場合には、産業医に意見を聴くようにした方がよいでしょう。50人未満の事業場の場合は、地域産業保健センターに申込みと、無料で意見を聴くことができます。

**8月11日(木)から  
8月15日(月)まで  
休業させていただきます。  
宜しくお願い致します。**